

平成22年度奨学生募集要項

財団法人 日本証券奨学財団

平成22年度奨学生募集要項

平成22年3月4日
日本証券奨学財団

1. 日本証券奨学財団のあらまし

日本証券奨学財団は、証券界が証券業協会の全国一本化を記念して、有為な人材の育成、学問の研究等の奨励を行うことにより、社会の発展と福祉に寄与したいという考えのもとに、昭和48年7月1日社団法人日本証券業協会発足と日と同じくして文部大臣（現文部科学大臣）の許可を受けて設立した財団法人で、現在以下に掲げる事業を行っているが、奨学金の給与はもとよりこれらの事業を行うための資金はすべて全国の証券会社並びに関係機関等からの寄付によるものである。

（財団の主な事業）

- (1) 大学生、大学院学生に対する奨学金の給与
- (2) 海外及び国内の留学生に対する奨学金等の給与
- (3) 研究者の学術研究調査に対する助成
- (4) 研究者の学術の研究発表等に対する助成

2. 奨学金の目的

この奨学金の目的は、将来社会の各分野において指導的役割を担おうとする者を育成することにある。

3. 奨学金の特色

この奨学金の特色は、次のとおりである。

- (1) 奨学生の専攻分野は制約しない。
- (2) 奨学金は給与とする。したがって返済の義務はない。
- (3) 日本学生支援機構奨学金との併給は差し支えない。
- (4) 奨学生が学業を終了した後の進路は、本人の自由とする。

4. 奨学生の資格

本財団の奨学生となる者は、大学又は大学院に在学し、学業優秀で、人物は明朗かつ積極性があり、健康であって、次のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 学資の援助をすることが必要であると認められる者
- (2) 将来社会的に有益な活動を目指す者
- (3) 在学する大学によって推薦された者

5. 奨学生の義務

本財団の奨学生として採用された者は、次の事項を誓約する。

- (1) 今後、一層学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
- (2) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- (3) 本財団が定める規則を守り、本財団及び大学の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこと。
- (4) 奨学生のために行う財団及び学内の各種行事等には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努めること。

6. 奨学生の採用予定人員

奨学生の採用予定人員は、次に掲げる者から 40 名とする。

- (1) 大学 2 年次に在学する者
- (2) 大学院修士課程 1 年次に在学する者
(修士課程とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の 1 年次、2 年次をいう。)
- (3) 大学院博士課程 1 年次に在学する者
(博士課程とは、博士課程、博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次から 5 年次までをいう。)

7. 奨学金の額と給与の方法

奨学金の給与月額、給与期間及び交付の方法は、次のとおりである。

(1) 給与月額

	(基準額)	(自宅通学者)
大学奨学生	4 万 5 千円	3 万 5 千円
大学院奨学生修士課程	5 万 円	4 万 円
同 博士課程	5 万 5 千円	4 万 5 千円

(2) 給与期間

奨学生の在学する大学の最短修業年限とし、大学生は 2 年次から 3 年間（医・歯・獣医系学生、6 年制の薬学系学生は 2 年次から 5 年間）、大学院修士課程学生は 1 年次から 2 年間、大学院博士課程学生は 1 年次から 3 年間（医・歯・獣医系学生は 1 年次から 4 年間）とする。

(3) 交付の方法

奨学金は毎月上旬に、直接本人に交付又は送金する。

8. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したとき、学業の状況により指導上必要があると認めたととき、傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき等の場合は、その状況に応じ、奨学金の交付を休止、停止又は廃止する。

9. 奨学生候補者の推薦

- (1) 財団は、学生の推薦を指定する大学の学長に依頼する。
- (2) 大学は、学生の推薦にあたって、その手続、方法その他を適切にする。

10. 申請の手続

奨学金の給与を受けようとする者は、次の書類を整え、平成 22 年 5 月 6 日（木）までに在学する大学を経て申請する。

- ① 奨学生願書
- ② 履歴書
- ③ 奨学生推薦調書
- ④ 身上調書
- ⑤ 健康診断書
- ⑥ 在学証明書
- ⑦ 住民票（現住所が住民票の住所と異なる場合は大学が発行する「居住証明書」も添付すること。）

(注) 応募提出書類は一切返却しない。

11. 奨学生の選考及び決定

- (1) 奨学生の選考は、奨学生選考委員会が書類及び面接審査により行う。
- (2) 奨学生の決定は、理事会が行い、その結果を書面により財団理事長から大学学長並びに申請者に通知する。

個人情報の取扱いについて

申請書に記載された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知・連絡のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

また、採用された奨学生の氏名・所属・研究テーマは本財団のホームページ等で公開されます。

財団法人 日本証券奨学財団

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号
東京証券会館 6 階
電話 (03) 3664-7113
FAX (03) 3662-1607
E-mail : edu.awards.jp@jssf.or.jp
URL : <http://www.jssf.or.jp>